

改正

平成30年12月12日訓令第26号

産業担い手育成住宅建設促進事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、公募により町内に産業担い手育成賃貸住宅を建設する者（以下「住宅建設者」という。）に対し、建設費の一部を助成することにより、産業担い手育成住宅を確保し、町内への定住を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 「産業担い手」とは、農業、林業、商工業等通年雇用者として採用後3年以内の者をいう。

2 「産業担い手育成住宅」とは、各居室と多目的交流施設・食堂（以下「食堂」という。）を有し、平日3食、食事を提供する賃貸住宅とする。

(対象住宅等)

第3条 補助対象となる賃貸住宅は、組立式仮設住宅以外の建物（新築に限る。）で町長が別に定める要求水準を満たすものとし、各居室と別棟で食堂の機能を有する建物とする。ただし、各居室に玄関、トイレ、浴室、台所が設けられていないものは除く。

2 公募対象となる住宅建設者は、町内に居住する個人事業主又は町内に事業所を置く法人とする。

3 次の各号に該当する賃貸住宅は、助成の対象としない。

(1) 町が指定する土地以外に建設を行う場合。

(2) 個人事業主が建設する賃貸住宅で、当該事業主又は当該事業主の2親等以内の親族が入居するもの。

(3) 法人が建設する賃貸住宅で、当該法人の役員及び当該役員の2親等以内の親族が入居するもの。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は次の各号の合算とし、算出した金額に1万円未満の端数が生じた場合は、その金額を切り捨てるものとする。

(1) 建設する産業担い手育成住宅の食堂及び食堂に併設する賄い業務に従事する人の居室の延べ床面積（地方税法（昭和25年法律第226号）に基づく課税床面積とする。）に対し、1平方メートル当たり17万円とする。

(2) 建設する産業担い手育成住宅の各居室は、4室までは1室につき380万円、5室目以降は1室につき180万円とする。別棟で居室を建設した場合においても延べ数とする。ただし、食堂に併設する賄い業務に従事する人の居室は除く。

(3) 厨房内の厨房機器導入経費については、1/2（上限200万円）の支援とする。

(4) 土地については、建設初年度より最長10年間無償貸与とし、無償貸与期間内に住宅建設者へ売却するものとする。なお、売却額は建物完成時に覚書を交わすこととする。

(公募申請)

第5条 補助を受けようとする住宅建設者は、公募条件の仕様に対する機能・性能及び施工方法等を提案し、産業担い手育成住宅建設促進事業公募申請書（別記第1号様式）に必要書類を添えて町長に提出するものとする。

(採択)

第6条 町長は、前条の公募申請受理後、審査を経て、助成することが適当と認められた者を、住宅建設者と採択（以下「採択者」という。）し、産業担い手育成住宅建設促進事業選定結果通知書（別記第2号様式）の通知をするものとする。

(補助金交付申請)

第7条 採択者は、産業担い手育成住宅建設促進事業補助金交付申請書（別記第3号様式）に必要な書類を添えて町長に提出するものとする。

(交付決定の通知)

第8条 町長は、前条に規定する申請書を受理したときは、その内容を審査の上、補助の可否を決定し、産業担い手育成住宅建設促進事業補助金交付決定書（別記第4号様式）により、申請者に通知するものとする。

2 町長は、前項の規定による補助の決定に当たって、必要に応じ条件を付することができるものとする。

(補助申請の取下げ)

第9条 第7条の規定による申請をした者は、前条第1項の規定による通知を受けた場合において、当該申請を取下げようとするときは、速やかにその理由を付して町長に届け出なければならない。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定はなかったものとみなす。

(実績報告)

第10条 第8条の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助対象者」という。）は、事業等が完了したときは、速やかに産業担い手育成住宅建設促進事業実績報告書（別記第5号様式）に必要な書類を添えて、町長に報告しなければならない。

(補助金の額の確定)

第11条 町長は、前条に規定する実績報告書等の書類の内容を審査し、適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助対象者に対し、産業担い手育成住宅建設促進事業補助金額確定通知書（別記第6号様式）により通知するものとする。

(補助金の交付)

第12条 補助金は、前条の規定による補助金の額の確定後に交付するものとする。

2 補助対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、産業担い手育成住宅建設促進事業補助金交付請求書（別記第7号様式）を町長に提出しなければならない。

(採択及び補助の取り消し等)

第13条 町長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、採択若しくは補助の決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 補助金受領後10年以内に賃貸住宅を他の用途に変更したとき。
- (2) 補助対象者が建設後、他者に売り渡す場合や譲渡した場合など事業を継続しない時は、補助金については、町に返還するものとし次の継承事業者に返還分を交付する。ただし、10年を経過し用途変更した場合は除く。
- (3) 補助金の交付内容又はこれに附した条件に違反したとき。
- (4) 虚偽、その他不正の手段により補助金の交付を受けたとき、又は受けようとしたとき。
- (5) その他、町長が必要と認めるとき。

2 町長は、前項の規定により交付の決定を取り消したときは、産業担い手育成住宅建設促進事業交付取消通知書（別記第8号様式）により補助対象者に通知するものとする。

（地位の承継）

第14条 補助対象者が、次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、町長の承認を受け、当該各号に掲げる者はその地位を承継する。

- （1）死亡した場合、その相続人。
- （2）法人が合併等をした場合、合併等により設立された法人。
- （3）賃貸住宅を譲渡した場合、その譲受人。

2 前項の承継人は、町長にその旨を届出なければならない。

（報告）

第15条 補助対象者は、町長から入居状況等について報告を求められたときは、町長に報告しなければならない。

（住民登録の督促）

第16条 補助対象者は、賃貸住宅に入居する者に対して、本町に住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づく住民登録をする旨の督促に努めるものとする。

（町内会加入の督促）

第17条 補助対象者は、賃貸住宅に入居する者に対して、町内会への加入について督促を行うものとする。

（その他）

第18条 この要綱の実施に関し、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成29年9月1日から施行する。

附 則（平成30年12月12日訓令第26号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成31年4月9日訓令第 号）

この訓令は、公布の日から施行する。

別記第1号様式（第5条関係）

産業担い手育成住宅建設促進事業公募申請書

平成 年 月 日

新得町長

申請者 住所

氏名

印

産業担い手育成住宅建設促進事業補助金交付要綱第5条に基づき、産業担い手育成住宅建設促進事業として採択されるよう関係書類を添えて申請いたします。

添付書類

1. 個人事業主は、住民票抄本（交付から3ヶ月以内のもの）
2. 納税証明書（国税、道税、市町村税の滞納がないことを証明する書類）
3. 価格提案書（建設費・月額家賃）（様式1）
4. 建設促進事業に関する構成員表（様式2）
5. 事業実施の確実性（設計、建設等の工程表）（様式3）
6. 「公民の連携による効率的な事業実施」に関する提案書（様式4）
7. 「コミュニティーの形成」に関する提案書（様式5）
8. 「周辺環境と調和する環境共生型住宅づくり」に関する提案書（様式6）
9. 要求水準チェックリスト（様式7）
10. 省エネ・断熱基準適合確約書（様式8）
（基準適合の確認書類は、採択者が建設住宅の設計完了後提示することとする）
11. 提案担い手住宅の設計図（仕様書・配置図・面積表・平面図・立面図等）
12. その他参考資料

別記第2号様式 (第6条関係)

産業担い手育成住宅建設促進事業選定結果通知書

平成 年 月 日

様

新得町長

産業担い手育成住宅建設促進事業補助金交付要綱第6条に基づき、産業担い手育成住宅建設促進事業採択者とします。

なお、年 月 日までに関係書類を添えて補助金交付申請書（別記第3号様式）を提出してください。

別記第3号様式（第7条関係）

産業担い手育成住宅建設促進事業補助金交付申請書

平成 年 月 日

新得町長

申請者 住所

氏名

印

産業担い手育成住宅建設促進事業補助金交付要綱第7条に基づき、産業担い手育成住宅建設促進事業補助金交付を受けたく、関係書類を添えて申請いたします。

なお、補助要件を確認するため、下記の項目を閲覧することに同意します。

記

1 添付書類

- (1) 担い手住宅設計図
- (2) 価格決定書
- (3) 構成員表
- (4) 工程表
- (5) その他町長が必要と認める書類

2 申請予定額 円

3 閲覧を同意する項目

- (1) 申請者の住民基本台帳
- (2) 申請者の町税等納付状況

別記第4号様式 (第8条関係)

産業担い手育成住宅建設促進事業補助金交付決定書

平成 年 月 日

様

新得町長

年 月 日付けで申請のあった産業担い手育成住宅建設促進事業補助金について、産業担い手育成住宅建設促進事業補助金交付要綱第8条の規定に基づき、下記のとおり決定したので通知します。

記

- 1 交付決定（不交付）
 - (1) 交付予定額 円
- 2 その他（不交付の場合はその理由）

別記第5号様式 (第10条関係)

産業担い手育成住宅建設促進事業実績報告書

年 月 日

新得町長 様

申請者 住所

氏 名 ⑩

産業担い手育成住宅建設促進事業補助金交付要綱第10条の規定に基づき、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

1

2

3

4 添付書類

(1)

(2)

(3)

別記第6号様式 (第11条関係)

産業担い手育成住宅建設促進事業補助金額確定通知書

年 月 日

様

新得町長

印

年 月 日付けで報告のあった産業担い手育成住宅建設促進事業について、産業担い手育成住宅建設促進事業補助金交付要綱第11条の規定に基づき、下記のとおり決定したので通知します。

記

- 1 交付確定額
- 2 その他

円

別記第7号様式 (第12条関係)

産業担い手育成住宅建設促進事業補助金交付請求書

年 月 日

新得町長 様

申請者 住所

氏名 ⑩

産業担い手育成住宅建設促進事業補助金交付要綱第12条の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 請求額 円

2 振込先口座

金融機関名	銀行 信用金庫 農業協同組合		店
預金種目	普通・貯蓄	口座番号	
口座名義人	フリガナ		

※振込先口座の名義人は、申請者本人としてください。

3 添付書類

(1) その他町長が必要と認める書類

別記第8号様式（第13条関係）

産業担い手育成住宅建設促進事業交付取消通知書

年 月 日

様

新得町長

印

年 月 日付 号で通知した補助金について、産業担い手育成住宅建設促進事業補助金交付要綱第13条の規定により、交付の決定を次のとおり取り消す。

記

- 1 取り消しの内容
- 2 取り消しの理由